

**こべっこウェルカム定期便事業委託
実施要領（公募型プロポーザル）**

1 事業名称

こべっこウェルカム定期便事業

2 業務内容に関する事項

(1) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(2) 契約金額

配達した商品等の金額に、商品等を送付した実人数を乗じた金額及び仕様書の4(1)から(9)に係る諸経費の合計金額を契約金額とする。

(3) 契約上限額

上限額 960,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、すべて契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

年度ごとに、業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 参加申請関係書類の受付期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。

(4) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(5) 事業者及びその代表者が直近1年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。

(7) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これら

を受けていること。

- (8) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打ち合わせ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (9) 共同事業体による受託も可能であるが、その場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(8)を全て満たすこと。なお、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこととする。

5 スケジュール

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年3月29日(金) |
| (2) 参加表明書及び秘密保持誓約書の提出期限 | 令和6年4月12日(金) 17時まで |
| (3) 秘密情報の開示 | 令和6年4月15日(月) |
| (4) 質問書の提出期限 | 令和6年4月18日(木) 17時まで |
| (5) 質問に対する回答 | 令和6年4月23日(火) |
| (6) 企画提案書の提出期限 | 令和6年5月15日(水) 17時まで |
| (7) 選定委員会(プレゼンテーション審査) | 令和6年5月中旬～下旬 |
| (8) 選定結果通知 | 令和6年5月下旬 |
| (9) 契約締結 | 令和6年5月下旬～6月上旬 |
| (10) 事業開始 | 令和6年秋頃 |
| (11) 業務完了 | 令和10年3月31日(金) |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加手続き

本件プロポーザル審査への参加を希望するものは、以下のとおり参加表明書を提出することとする。

- ア 提出書類
- ① プロポーザル審査参加表明書(様式第1号)
 - ② 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)
 - ③ 事業経歴書及び業績報告書(直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載)
※任意様式(決算報告書、会社概要、パンフレット等でも可)
 - ④ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書(直近1年分)
※未納がないことが証明できる納税証明書によること。
 - ⑤ 登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明【写し可】
 - ⑥ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式第3号)
 - ⑦ 秘密保持誓約書(様式第4号)
- ※上記③～⑤は提出日時時点で発行日より3か月以内のもの
※令和5・6年度神戸市競争入札参加資格を有する場合は③～⑤の提出は省略可

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和6年4月12日(金) 17時まで

エ 提出先 神戸市こども家庭局こども未来課
神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館7階

オ 提出方法 持参または郵送により提出すること

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く9時～12時、13時～17時

※郵送の場合は、書留等受取記録が残る方法とすること。また、受付期間内に到着することとする。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない

(2) 秘密情報の提供

本件業務の公募に参加表明をしたものに対して、WEBサイトの構築に外部サービスを利用する場合のセキュリティ基準に関する秘密情報(業務仕様書4.(3)に記載する「別紙3外部サービス要件」)を4月15日(月)に開示する。

(3) 質問の受付

本件プロポーザル審査に関する質問がある場合には、電子メールにより質問票（様式第5号、PDF形式）を提出することができる。事実関係の確認など、回答することで他の応募者が不利にならない事項以外は、電話での質問は認められない。

なお、全ての回答について、参加表明書を提出した全員に電子メールで提供する。なお、質問した事業者名は公表しない。ただし、質問者以外に提供することが、質問者にとって著しく不利になることが明確な場合は、回答の一部または全部を質問者以外には回答しないことがある。

【提出期限】 令和6年4月18日（木）17時まで

【提出先】 神戸市こども家庭局こども未来課

kobe_kodomomirai@office.city.kobe.lg.jp

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザル審査に係る企画提案書等について、以下のとおり、データを電子メールにより提出すること。（全て様式は自由）

ア 企画提案書

※次に掲げる事項をすべて記載すること。

- i 企業(団体)の概要
- ii 本業務に対する考え方、実施方針
- iii 提案のセールスポイント
- iv 本業務にかかる実施体制・支援体制
- v 本事業の具体的な実施方法、手法等
- vi 類似業務実績

※本業務と類似する業務の実績がある場合にはその件数、実績を証明する資料、本事業における提案者のノウハウ等を記載すること。

- vii 業務工程・日程表

※また、仕様書や本実施要領等に基づいて作成するとともに、特に以下の点について具体的に提案すること。

- i 配達する育児用品等の内容
- ii 配達に合わせた見守りを適切に実施するための人材・体制及び体制確保の方法
- iii 対象者と対面できない場合の工夫
- iv 対象者への事業の案内から申込までの手続き及び申込内容の変更手続き
- v 本事業を神戸で子育てをすることの魅力発信につなげる工夫

イ 見積書

※次に掲げる事項をすべて記載すること。

- i 件名、見積年月日、事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先（担当者の氏名及び電話番号）
- ii 項目ごとにそれぞれの業務における詳細な作業項目の内訳（数量・金額）を明記の上、それぞれの費用の額、及び総額、消費税及び地方消費税額、消費税及び地方消費税を含めた費用の総額。なお、費用総額は、契約金額の上限までとする。

ウ 提出期限 令和6年5月15日（水）17時まで

エ 提出先 神戸市こども家庭局こども未来課

kobe_kodomomirai@office.city.kobe.lg.jp

7 選定に関する事項

(1) プレゼンテーション審査会

神戸市職員で構成する委託契約候補者選定に係る提案選考委員会において、企画提案書等を審査し、委託契約候補者を選定する。

提案選考委員会において、事業者が企画提案書等に基づいたプレゼンテーションを実施し、審

査により委託契約候補者を選定する。

ア 日時 令和6年5月中旬～下旬

イ 場所 神戸市役所またはオンラインによる

ウ 内容 企画提案書等（様式自由）によるプレゼンテーション及び質疑応答
（プレゼンテーション15分程度、質疑応答15分程度、計30分を予定）

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

※日時、場所、オンラインによる場合の実施方法など詳細については、後日、市から連絡する。

（2）評価基準

ア 下記（3）に定める内容点の合計点が最も高いものを委託契約候補者とする。

イ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、委員の協議により決定する。

ウ 審査の結果、評価点の合計が5割に達しない事業者は選定しない。

（3）評価項目と配点（審査委員1人あたり）

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 育児用品等の選定について【20点】

・育児用品等の内容が具体的に提案されており、かつ品目やメーカーなどの多様なニーズに対応できる提案となっているか。（10点）

・10,000円相当の育児用品等について、子どもが生まれた世帯へのお祝いの観点を含む魅力的な内容となっているか。（5点）

・10,000円相当の育児用品等について、神戸ゆかりの品が取り入れられているか。（5点）

イ 配達・見守りについて【30点】

・配達員として配置する人材が具体的に提案されており、かつ適切な内容となっているか。（10点）

・適切な体制が想定されているとともに、必要な体制を確保する方法が具体的に提案されており、かつ実現可能な内容となっているか。（15点）

・対象者と対面できない場合の対応が具体的に提案されており、かつ適切な内容となっているか。（5点）

ウ 対象者への案内から申込・変更の手続きについて【10点】

・対象者への事業の案内から申込までの手続き及び申込内容の変更手続きが具体的に提案されており、かつ対象者にとってわかりやすく利便性の高い内容となっているか。

エ 神戸で子育てすることの魅力発信について【10点】

・本事業を神戸で子育てをすることの魅力発信につなげる工夫が具体的に提案されており、かつ効果的な内容となっているか。

オ 実施計画・体制の妥当性【10点】

・本業務を円滑に実施できる体制が整えられているか。（②にかかるものを除く）（5点）

・想定されている実施スケジュールは妥当か。（5点）

カ 見積価格の妥当性【5点】

・見積と提案内容の費用対効果は優れているか。

キ 地元企業の優先【10点】

・神戸市内に本店を有する場合は10点を加点する。

・共同企業体の場合は、全者が神戸市内に本店を有する場合は10点、一部事業者が神戸市内に本店を有する場合は5点を加点する。

ク 社会貢献評価項目【5点】

・厚生労働省の「子育てサポート企業」認定制度において「くるみん」「プラチナくるみん」「トライくるみん」のいずれかの認定を受けているか。

（4）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ 見積書の金額が、「2（3）」に記載する契約上限金額を超過すること。
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 本件プロポーザル審査において使用する言語は日本語とする。
- イ 企画提案書をはじめ、提出書類の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ウ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- エ すべての提出書類は返却しない。
- オ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- カ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- キ 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負うものとする。
- ク 本市が提供する資料は、当該プロポーザルの参加に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- ケ 参加者は、委託契約候補者の選定後、この募集要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- コ 委託契約候補者が辞退したり、資格を喪失したりしたときは、次点の応募登録者を委託契約候補者とする。
- サ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の本件プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先・問い合わせ先

神戸市こども家庭局こども未来課

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館7階

電話：078-322-5213

FAX：078-322-5706

E-mail：kobe_kodomomirai@office.city.kobe.lg.jp